

【令和7年度】鹿児島県道路公社 総合評価落札方式 評価項目一覧 (2/2)

評価項目及び加算点		評価基準
◇橋梁上部工(PC) (6千万以上 WTO対象未満)		
過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績2回以上あり (1.0点) ○表彰実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等を含む)。	
過去10年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)・鹿児島県道路公社のPC橋上部工(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5点) ○2件の実績あり (0.3点) ○1件の実績あり (0.0点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑩のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、PC橋上部工(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ⑫鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く	
過去5年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内)・鹿児島県道路公社のPC橋上部工(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (2.9点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0点)	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑩のPC橋上部工(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く	
経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。	
経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ点(技術職員の数の点数)は何か。	
(1)ワークライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4点) ア えるほし又はくみんの認定企業 イ えるほし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2点) ウ えるほし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0点)	ワークライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定を受けているものに限る。	
(2)過去2年間におけるIoT活用工事の施工実績 ○IoT全面活用施工実績 (0.4点) ○IoT部分活用施工実績 (0.2点) ○実績なし (0.0点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、IoT活用工事の施工実績を有するか。ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 ・鹿児島県道路公社発注工事	
(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。	
(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ○活用あり (0.2点) ○活用なし (0.0点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。	
過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等を含む)。	
担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点)	配置予定技術者が次の①～④又は②～④の条件をすべて満たす場合、上記の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部生涯学習課)又は鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である者。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。	
配置予定技術者の資格保有 ○PC技士 (1.0点) ○なし (0.0点)	PC技士の資格を保有しているか。	
前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0点) ○推奨未満 (0.5点) ○なし (0.0点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット	
営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8点) ○県内に営業所あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点)	左記営業所又は工場を有するか。	
合計	9.5点	

評価項目及び加算点		評価基準
◇橋梁上部工(鋼橋) (6千万以上 WTO対象未満)		
過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (1.0点) ○実績なし (0.0点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等を含む)。	
過去10年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)・鹿児島県道路公社の鋼橋上部工(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5点) ○2件の実績あり (0.3点) ○1件の実績あり (0.0点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑩のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、鋼橋上部工(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ⑫鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く	
過去5年間における九州内での国(九州内)・各県(九州内)・鹿児島県道路公社の鋼橋上部工(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (2.9点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0点)	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑩の鋼橋上部工(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く	
経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。	
経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ点(技術職員の数の点数)は何か。	
(1)ワークライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4点) ア えるほし又はくみんの認定企業 イ えるほし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2点) ウ えるほし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0点)	ワークライフ・バランスの取組みを行っているか。ただし、入札公告日までに認定を受けているものに限る。	
(2)過去2年間におけるIoT活用工事の施工実績 ○IoT全面活用施工実績 (0.4点) ○IoT部分活用施工実績 (0.2点) ○実績なし (0.0点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、IoT活用工事の施工実績を有するか。ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 ・鹿児島県道路公社発注工事	
(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。	
(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ○活用あり (0.2点) ○活用なし (0.0点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。	
過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等を含む)。	
担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○加算なし (0.0点)	配置予定技術者が次の①～④又は②～④の条件をすべて満たす場合、上記の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部生涯学習課)又は鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である者。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。	
配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士(鋼橋建物及びコンクリート)の資格を保有しているか。 (1.0点) ○なし (0.0点)	1級土木施工管理技士又は技術士(鋼橋建物及びコンクリート)の資格を保有しているか。	
前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0点) ○推奨未満 (0.5点) ○なし (0.0点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数:20ユニット	
営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8点) ○県内に営業所あり (0.5点) ○上記以外 (0.0点)	左記営業所又は工場を有するか。	
合計	9.5点	